

太陽光余剰電力買取重要事項説明

下記の事項を必ずお読みいただき、お申し込みください

1. お申込みの前提について

- 太陽光余剰電力買取契約（以下、買取契約とします）は、当社が固定価格買取制度（FIT）の買取期間が満了となった電源（FIT卒業電源）の余剰電力を買取ります。
- お客さまが買取契約の締結を希望される場合は、あらかじめ太陽光余剰電力買取約款、この重要事項説明、（該当する場合）規約等、一般送配電事業者が定める託送約款等に定める発電者に関する事項を承諾のうえ、当社指定の様式または当社Webサイトにてお申込みをいただきます。また原則として、お申込み時に「再生可能エネルギーの固定価格買取期間満了のご案内」の写しを当社にご提出いただきます。
- 当社は、設備の状況、東急でんき&ガスの料金支払い状況、その他のやむを得ない状況がある場合または当社が適当でないと判断した場合には、お申込みをお断りする場合があります。
- お客さまは、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（FIT法）に基づく認定を受けた時点から、発電方式や発電設備容量等に変更がないことをご確認いただきます。

2. お申込みの期日と買取開始日について

- FIT買取期間満了に伴う切替えは、期間満了月の2か月前末日まで（例：11月満了の場合は9月末まで）にお申込みください。
- 万が一、お申込みをキャンセルされる場合には、買取開始日の3営業日前までにご連絡ください。
- 申込みやキャンセルの期日を過ぎると、お客さまのご希望に添えないことがあります。
- FIT買取期間満了に伴う切替えのときは、原則として、FIT買取期間満了日の翌日から余剰電力を買取ります。それ以外の場合は、発電場所ごとに設定された検針日を基準とし、手続きが完了してから余剰電力を買取ります。

3. スマートメーターへの取替等について

- 発電場所のスマートメーターへの取替えが必要となることがあります。そのときは、一般送配電事業者が取替工事を実施いたします。
- スマートメーター取替工事費用は無料です。また原則として無停電工事ですが、停電となる場合があります。

4. 従来の買取契約解除に伴う不利益事項について

- 従来の事業者の買取契約を解除することにより、月ごとの検針票配布が停止されるといった不利益を被る可能性があります。詳細は、従来の事業者にお問合せください。

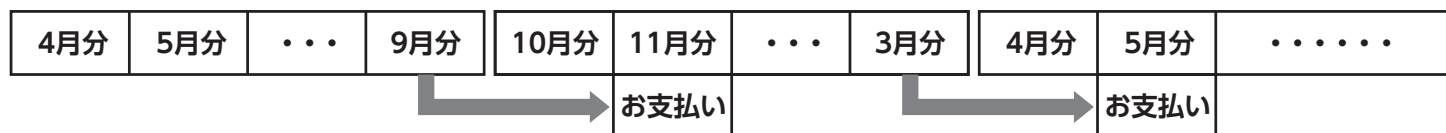
5. 買電額のお支払いについて

- 買電額（余剰電力の買取料金）は、買電量×買電単価によって計算されます。
- 買電量は、一般送配電事業者が設置した計量器により計測した検針値により決定します。
- 買電単価（消費税相当額含む）は以下の通りといたします。これには供給力価値(kW価値)・非化石価値等を含みます。

買電単価（2025年3月31日以前お申込み）	12円00銭/kWh
買電単価（2025年4月1日以降お申込み）	11円10銭/kWh
買電単価（スマートでんち／ハマでんちプラス適用）	13円00銭/kWh

- 一般送配電事業者等より、発電側課金制度（系統連系受電サービス）に基づく料金請求があった場合、買電額より系統連系受電サービス料金を相殺いたします。
- 当社は、買電額を1年に2回、お客さまのご指定の口座に振込みいたします。

【お支払いまでの流れ】



- 買電額の振込に先立ち、各月の買電量と買電額を書面によってお知らせいたします。
- 発電側課金制度（系統連系受電サービス）の対象地点となった場合、買電額からの相殺額を1年に2回、書面またはメール等によってお知らせいたします。

6. 発電に関するお客さまご協力をお願い

- 買取りにあたり、一般送配電事業者が定める託送約款等に規定された以下の事項を遵守していただきます。

(1) 供給設備の施設等に関する事項

- 一般送配電事業者の供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等に関する協力

太陽光余剰電力買取重要事項説明

(2)制限・中止に関する事項

- ・一般送配電事業者の供給設備の故障・点検・修繕・変更その他工事上やむを得ない場合、または需給上・保安上必要がある場合における発電者の電気
の発電の制限・中止への協力

(3)発電場所への立入りに関する事項

- ・供給設備または計量器等発電場所内の一般送配電事業者の電気工作物の設計・施工、改修または検査に伴う、土地、建物への立入りへの協力
- ・不正な電気の使用の防止等に必要な、発電者の電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査、または
発電者の電気の使用用途の確認に伴う土地、建物への立入りへの協力
- ・計量値の確認、発電の開始、廃止、停止、その他一般送配電事業者の電気工作物に関わる保安の確認に必要な措置に伴う土地・建物への立入りへの協力

(4)電力品質維持に関する協力

- ・負荷の特性等(不平衡負荷、電圧・周波数変動、波形ひずみ、高調波等)により他者の電気の使用を妨害、または妨害するおそれがある場合等における、
必要な調整装置または保護装置の発電場所への施設あるいは一般送配電事業者の供給設備の変更または専用供給設備の施設への協力

7. 契約期間および契約の変更、解約、当社が行う契約の解除等について

- ・契約期間は、買取契約が成立した日から、買取開始日が属する年度(4月1日から翌年3月31日まで)の最終検針日(計量日)の前日までとします。その後
も、お客さままたは当社から申し出がない場合には自動的に1年延長されます。
- ・お客さまの発電設備等の変更や振込み先口座の変更などの場合は、あらかじめ当社までご連絡ください。
- ・発電設備の撤去その他の事由によって、買取契約の終了を希望される場合には、3営業日前までにあらかじめ当社までご連絡ください。
- ・当社は、お客さまが約款に違反または虚偽の申込みを行った場合、当社との電気需給契約・ガス需給契約に関してお客さまの債務不履行を理由に当社が
それらの契約を解除した場合等、約款に定める事由が生じた場合には、買取契約を解除します。なお、買取契約が解除されたときには買い手が不在とな
り、余剰電力は一般送配電事業者が無償で引受けることとされています。このときは、改めてお客さまご自身で他の小売電気事業者に申込みが必要あり
ます。

8. 約款の変更について

- ・当社は、託送約款等が改定された場合、法令の改正により本約款の変更の必要が生じた場合、政策動向、エネルギー市場環境、電力調達および需要の状況
等の重要な変化があった場合、太陽光余剰電力買取約款を改定することがあります。その場合、あらかじめ変更後の約款を当社のホームページに掲載す
る方法またはその他当社が適当と判断した方法により公表します。
- ・太陽光余剰電力買取約款を変更した場合には、買取契約の条件は変更後の約款によります。

9. 個人情報の取扱いについて

- ・当社は、お客さまの個人情報を、太陽光余剰電力買取契約の締結・履行、アフターサービス、商品サービスの改善・開発、当社、東急グループ各社および
提携先企業等の商品サービスに関する広告・宣伝、関係法令により必要とされている業務、その他これらに付随する業務を行うために必要な範囲で利用
します。また、買取契約の切替えに際して、電力広域的運営推進機関、小売電気事業者、一般送配電事業者等とお客さまの個人情報を共同利用すること
があります。詳しくは、当社ホームページをご確認ください。

10. その他

- ・お客さまが当社との電気需給契約・ガス需給契約に関して、それらの料金を当社の販売代理事業者を通じてお支払いいただいている場合であっても、
買取額は当社から直接お支払いいたします。

お問合せ先

申込み状況の確認、ご契約内容の変更、ご解約等、ご不明な点は、当社へお問合せください。

株式会社 東急パワーサプライ (小売電気事業者登録番号A0069)

お客さまセンター 一般電話・携帯・PHSから 0120-109-708 受付時間:9:30~18:30